

## 公害防止管理者等制度の概要 (特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

この資料は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）に規定する公害防止管理者等についてまとめたものです。この法律に定める特定工場を設置している者は公害防止管理者等を選任し、届出を行う必要があります。

### 1 特定工場とは（法第2条）

法において、指定された業種のうち、対象となる施設を設置している工場を特定工場といいます。対象となる業種、工場は以下のように定められています。

指定された業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造業（物品の加工業を含む。）</li> <li>・ 電気供給業</li> <li>・ ガス供給業</li> <li>・ 熱供給業</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 150px;">                     ・ 業種は日本産業分類によります。                 </div>
対象となる施設	上記の業種に属する工場のうち、以下の施設のいずれかを設置している工場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ばい煙発生施設</li> <li>・ 汚水等排出施設</li> <li>・ 特定粉じん発生施設</li> <li>・ 一般粉じん発生施設</li> <li>・ 騒音発生施設</li> <li>・ 振動発生施設</li> <li>・ ダイオキシン類発生施設</li> </ul> （注）各対象施設は資料1～7のとおりです。

### 2 公害防止組織とは（法第3条、法第4条、法第5条）

#### （1）公害防止組織

特定工場には公害防止組織の整備が必要となります。

職種	対象となる特定工場	業務内容等
公害防止統括者	常時使用する従業員が21人以上の特定工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施を統括管理する者（工場長などが適任）（注）資格は不要</li> </ul>
公害防止主任管理者	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されており、排出ガス量が4万 Nm <sup>3</sup> /h以上、かつ、排出水量が1万 m <sup>3</sup> /日以上の特特定工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者（部長・課長などが適任）（注）資格が必要</li> </ul>
公害防止管理者*	全ての特定工場（ばい煙発生施設又は汚水等排出施設については、施設の区分ごとに選任）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害防止施設の操作・点検・補修、使用する燃料や原材料の検査等を行う者（公害発生施設の直接の責任者が適任）（注）資格が必要</li> </ul>

※ 兼務は原則としてできません。ただし、一定の条件を満たせば兼務することが認められています。

#### ア 複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合

- ・ 同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下「兼務工場」という。）が当該公害防止管理者（以下「兼務公害防止管理者」という。）の常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所にあること。
- ・ 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。
- ・ 兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であるか、又は公害の防止に関する業務に関する規程（以下「業務規程」という。）で兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること。
- ・ 業務規程で兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
- ・ 兼務公害防止管理者の常時勤務する工場から他の兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること。
- ・ 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること。

#### イ 親子会社が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合

- ・ 兼務工場が同一敷地内に設置されていること。
- ・ 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること。

- ・ 次に掲げる事項について、特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社の契約で具体的かつ体系的に定められていること。
    - 公害の防止に関する業務に関する特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社との相互の義務及び責任並びに連携体制
    - 兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統
  - ・ 業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
  - ・ 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること。
- ウ 中小企業団体（従業員の数が50人以下のもの）の場合
- ・ 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること。
  - ・ 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、10以下であること。
- エ 中小企業者（同一の業種で、従業員の数が50人以下のもの）が共同で公害の防止に関する業務を行わせる場合
- ・ 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること。
  - ・ 中小企業者と兼務公害防止管理者の契約で当該兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統が具体的かつ体系的に定められていること。
  - ・ 業務規程で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること。
  - ・ 兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、10以下であること。

(2) 公害防止管理者の種類

選任を要する公害防止管理者の種類は、施設の区分ごとに異なります。  
また、公害防止管理者の種類に応じて必要な資格も異なります。

	施設の区分	公害防止管理者の種類	必要な資格
1	ばい煙発生施設	大気関係有害物質発生施設 <sup>※1</sup> で排出ガス量4万 Nm <sup>3</sup> /h以上	大気関係第一種
		大気関係有害物質発生施設 <sup>※1</sup> で排出ガス量4万 Nm <sup>3</sup> /h未滿	大気関係第二種
		有害物質なしで排出ガス量4万 Nm <sup>3</sup> /h以上	大気関係第三種
		有害物質なしで排出ガス量1万 Nm <sup>3</sup> /h以上、4万 Nm <sup>3</sup> /h未滿	大気関係第四種
2	汚水等排出施設	水質関係有害物質排出施設 <sup>※2</sup> で排出水量1万 m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第一種
		水質関係有害物質排出施設 <sup>※2</sup> で排出水量1万 m <sup>3</sup> /日未滿又は特定地下浸透水を浸透	水質関係第二種
		有害物質なしで排出水量1万 m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第三種
		有害物質なしで排出水量1千 m <sup>3</sup> /日以上、1万 m <sup>3</sup> /日未滿	水質関係第四種
3	特定粉じん発生施設	特定粉じん関係	大気関係第一～四種 特定粉じん関係
4	一般粉じん発生施設	一般粉じん関係	大気関係第一～四種 特定粉じん関係 一般粉じん関係
5	騒音発生施設	騒音・振動関係	騒音・振動関係 騒音関係 <sup>※3</sup>
6	振動発生施設	騒音・振動関係	騒音・振動関係 振動関係 <sup>※3</sup>
7	ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係

※1 大気関係有害物質発生施設については資料1を参照

※2 水質関係有害物質排出施設については資料2を参照

※3 平成18年度の騒音関係公害防止管理者と振動関係公害防止管理者の資格区分の統合以前の資格名称

(3) 公害防止主任管理者

ばい煙発生施設と汚水等排出施設をともに設置している工場で、「排出ガス量4万 Nm<sup>3</sup>/h以上」かつ「排水量1万 m<sup>3</sup>/日以上」の特定工場には、公害防止主任管理者の選任が必要になります。

必要な資格：公害防止主任管理者若しくは  
大気関係第一種又は第三種かつ水質関係第一種又は第三種

(4) 公害防止主任管理者、公害防止管理者の資格の取得

必要な資格は、国家試験に合格又は資格認定講習で必要な講義を受講し、修了試験に合格することにより取得できます。

ア 国家試験

- ・ 毎年10月上旬に実施される試験
- ・ 筆記試験

イ 資格認定講習

- ・ 毎年11月から3月ごろに開催される講習
- ・ 講義と筆記試験

3 届出手続き（法第3条、法第4条、法第5条、法第6条、法第6条の2）

特定工場を設置している者（特定事業者）は、特定工場の規模、従業員数、施設の種類に応じて公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者を工場ごとに選任し、届け出なければなりません。

(1) 届出に必要な様式、提出期限

	届出事項	届出書	選任期限	届出期限
選任	公害防止統括者及び代理者	様式第1 添付書類不要	選任すべき事由が発生した日から30日以内	選任した日から30日以内に届出
	公害防止主任管理者及び代理者	様式第3 資格証明書（次のいずれか） ・ 国家試験合格証書の写し ・ 資格認定講習の修了証書の写し	選任すべき事由が発生した日から60日以内	選任した日から30日以内に届出
	公害防止管理者及び代理者	様式第2 別紙（ばい煙発生施設又は汚水等排出施設の場合のみ） 資格証明書（次のいずれか） ・ 国家試験合格証書の写し ・ 資格認定講習の修了証書の写し	選任すべき事由が発生した日から60日以内	選任した日から30日以内に届出
死亡・解任	公害防止統括者及び代理者	様式第1 添付書類不要		解任した日から30日以内に届出
	公害防止主任管理者及び代理者	様式第3 添付書類不要		解任した日から30日以内に届出
	公害防止管理者及び代理者	様式第2 添付書類不要		解任した日から30日以内に届出
承継	様式第3の2 添付書類（次のいずれかを添付） ・ 様式第3の3（相続同意証明書）及び戸籍謄本 ・ 様式第3の4（相続証明書）及び戸籍謄本 ・ 法人の登記事項証明書			遅滞なく

- ・ 全ての者に「代理者」の選任が必要です。
- ・ 人事異動等により現任者を解任して、新任者を選任する手続きを行う場合には、現任者を解任・死亡者を記入する欄に、新任者を選任者を記入する欄に記載し、1枚の届出書で提出してください。

(2) 届出部数

2部（正本1部、写し1部）※写し1部は届出者控えとして返却します。

4 罰則（法第 16 条～第 19 条）

以下の場合には罰則を適用することがあります。

- ・ 公害防止管理者等の選任義務に違反した場合
- ・ 公害防止管理者等の解任命令に違反した場合
- ・ 公害防止管理者等の選任をせず、又は虚偽の届出をした場合
- ・ 報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

5 届出先及び問い合わせ先

- ・ 緑区（橋本・大沢地区）・中央区・南区  
相模原市環境経済局環境部環境保全課  
住所：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 5 階  
電話：042（769）8241
- ・ 緑区（城山・津久井・相模湖・藤野地区）  
相模原市環境経済局環境部津久井地域環境課  
住所：〒252-5172 相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 2 階  
電話：042（780）1404

## 資料

- 資料1 ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第1）
- 資料2 汚水等排出施設（水質汚濁防止法施行令別表第1（公害防止管理者等の配置が必要な工場のみ））
- 資料3 特定粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2の2）
- 資料4 一般粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2）
- 資料5 騒音発生施設（法施行令第4条）
- 資料6 振動発生施設（法施行令第5条の2）
- 資料7 ダイオキシン類発生施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1及び第2）

資料1 ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第1）

番号	施設の名称	施設の規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生のに供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造のに供するばい焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
4	金属の精錬のに供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鑄造のに供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火ごう子面積（火ごう子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理のに供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造のに供する加熱炉	
8	石油の精製のに供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。
9	窯業製品の製造のに供する焼成炉及び溶融炉 ※ 硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、けいふっ化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品製造用	火ごう子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造のに供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	

番号	施設の名称	施設の規模
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。
13	廃棄物焼却炉	公害防止管理者制度の対象外
14	※ 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するばい焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火ごう子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。
15	※ カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。
16	※ 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
17	※ 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解そう	
18	※ 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。
19	※ 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
20	※ アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30キロアンペア以上であること。
21	※ りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
22	※ ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸りゅう施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。
23	※ トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が一時間当たり80キログラム以上であるか、火ごう子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。

番号	施設の名称	施設の規模
24	※ 鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。
25	※ 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
26	※ 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること。
32	ガソリン機関	

注1) ※印（色塗り）の施設＝大気関係有害物質発生施設です。

排出ガス量に関係なく、公害防止管理者等の選任が必要です。

注2) ※以外（13の廃棄物焼却炉を除く）は、排出ガス量が1時間あたり1万Nm<sup>3</sup>以上の場合に選任が必要です。

注3) 番号は大気汚染防止法施行令別表第1の項番号を指します。



資料2 汚水等排出施設（水質汚濁防止法施行令別表第1（公害防止管理者等の配置が必要な工場のみ））

番号	業種及び特定施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設

番号	業種及び特定施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設 ※ 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設 ※ 上記の施設で、六価クロム化合物又はひ素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。

番号	業種及び特定施設
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料浸せき施設</li> <li>ロ 湿式バーカー</li> <li>ハ 碎木機</li> <li>ニ 蒸解施設</li> <li>ホ 蒸解廃液濃縮施設</li> <li>ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設</li> <li>ト 漂白施設</li> <li>チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）</li> <li>リ セロハン製膜施設</li> <li>ヌ 湿式繊維板成型施設</li> <li>ル 廃ガス洗浄施設</li> </ul>
23の2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 自動式フィルム現像洗浄施設</li> <li>ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。</p>
24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ 水洗式破碎施設</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ホ 湿式集じん施設</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。</p>
25	削除
26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ ろ過施設</li> <li>ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機</li> <li>ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設</li> <li>ホ 廃ガス洗浄施設</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。</p>
27	<p>前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 遠心分離機</li> <li>ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設</li> <li>ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設</li> <li>ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設</li> <li>ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設</li> <li>ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設</li> <li>チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設</li> <li>リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設</li> <li>ヌ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ル 湿式集じん施設</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄りんの製造の用に供するものに限る。</p>

番号	業種及び特定施設
28	<p>カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 湿式アセチレンガス発生施設</li> <li>ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設</li> <li>ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設</li> <li>ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。</p>
29	<p>※ コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ベンゼン類硫酸洗浄施設</li> <li>ロ 静置分離器</li> <li>ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</li> </ul>
30	<p>発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 原料処理施設</li> <li>ロ 蒸留施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ ろ過施設</li> </ul>
31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設</li> <li>ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。）</p>
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ 廃ガス洗浄施設</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。）</p>
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 縮合反応施設</li> <li>ロ 水洗施設</li> <li>ハ 遠心分離機</li> <li>ニ 静置分離器</li> <li>ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設</li> <li>ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設</li> <li>ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設</li> <li>チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>リ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ヌ 湿式集じん施設</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四・ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するものに限る。</p> <p>なお、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造施設については、特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されている場合に限る。</p>

番号	業種及び特定施設
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ ろ過施設</li> <li>ロ 脱水施設</li> <li>ハ 水洗施設</li> <li>ニ ラテックス濃縮施設</li> <li>ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは二-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。</p>
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 蒸留施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ 廃ガス洗浄施設</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、二-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。</p>
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 廃酸分離施設</li> <li>ロ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ハ 湿式集じん施設</li> </ul>
37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 洗浄施設</li> <li>ロ 分離施設</li> <li>ハ ろ過施設</li> <li>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</li> <li>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</li> <li>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</li> <li>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</li> <li>リ 二-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</li> <li>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</li> <li>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</li> <li>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</li> <li>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</li> <li>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</li> <li>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</li> <li>タ 廃ガス洗浄施設</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。</p>

番号	業種及び特定施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	※ 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四 - ジオキサンが発生するものに限る、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設 ※ 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	※ 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ※ 上記の施設で、有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四 - ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設 ※ 上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四 - ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設 ※ 上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 ※ 上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は一・四 - ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。

番号	業種及び特定施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設 ※ 上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 塵ガス洗浄施設 ※ 上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研摩洗浄の用に供するものに限る。
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	薬業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設 ※ 上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。
59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設 ※ 上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。

番号	業種及び特定施設
62	<p>非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 還元そう</li> <li>ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）</li> <li>ハ 焼入れ施設</li> <li>ニ 水銀精製施設</li> <li>ホ 廃ガス洗浄施設</li> <li>ヘ 湿式集じん施設</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。</p>
63	<p>金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 焼入れ施設</li> <li>ロ 電解式洗浄施設</li> <li>ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設</li> <li>ニ 水銀精製施設</li> <li>ホ 廃ガス洗浄施設</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。</p>
63の3	<p>※ 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設</p>
64	<p>ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ タール及びガス液分離施設</li> <li>ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）</li> </ul> <p>※ 上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。</p>
65	<p>酸又はアルカリによる表面処理施設</p> <p>※ 上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。</p>
66	<p>電気めっき施設</p> <p>※ 上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。</p>
66の2	<p>※ エチレンオキサイド又は一・四 - ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）業種及び特定施設</p>
71の5	<p>※ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）</p>
71の6	<p>※ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）</p>

注1) ※印（色塗り）の施設＝水質関係有害物質排出施設です。

排出水量に関係なく、排出水を排出又は特定地下浸透水を浸透させていれば公害防止管理者等の選任が必要です。

注2) ※以外は、排出水量が1日あたり1,000m<sup>3</sup>以上の場合に選任が必要です。

注3) 番号は水質汚濁防止法施行令別表第1の項番号を指します。



資料3 特定粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2の2）

番号	施設の種類	能力・規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	
9	せん孔機	

注1) 番号は、大気汚染防止法施行令別表第2の2における項番号を指します。

注2) この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除きます。

注3) この表中の「能力・規模」の欄に記載した3.7キロワット、2.2キロワットは、それぞれ5馬力、3馬力に相当します。

資料4 一般粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2）

番号	施設の種類	能力・規模
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。）又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石またはセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積0.03立方メートル以上であること
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること
5	ふるい（鉱物、岩石またはセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること

注1) 番号は、大気汚染防止法施行令別表第2における項番号を指します。

資料5 騒音発生施設（法施行令第4条）

番号	施設の種類	能力・規模
1	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの
2	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー

資料6 振動発生施設（法施行令第5条の2）

番号	施設の種類	能力・規模
1	液圧プレス	呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のもの（矯正プレスを除く。）
2	機械プレス	呼び加圧能力980キロニュートン以上のもの
3	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー

資料7 ダイオキシン類発生施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1及び第2）

番号	施設の種類の	能力・規模
1	焼結鉍（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間あたり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛え鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間あたり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉 原料の処理能力が1時間あたり0.5トン以上のもの 溶解炉 容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉	公害防止管理者制度の対象外

注1) 番号は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1における項番号を指します。

番号	施設の種類の
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	四-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	二・三-ジクロロ-一・四-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	八・十八-ジクロロ-五・十五-ジエチル-五・十五-ジヒドロジインドロ[三・二-b:三'・二'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設

番号	施設の種類
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15 （ 19	公害防止管理者制度の対象外

注1) 番号は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2における項番号を指します。